

令和3年6月29日 第28回足寄町農業委員会総会を足寄町役場2階議場にて招集

開会 午後1時30分

閉会 午後1時50分

1 出席委員

1番 遠藤 勇	2番 石黒 彰	4番 吉村 進
5番 岡元 義春	6番 榊原 武義	7番 宮口 孝治
8番 荻原 博佳	9番 鳥羽 秀男	10番 吉川 友二
11番 阿部 昇	12番 齋藤 陽敬	

2 欠席委員

3番 遠國 和宏

3 議事に参与するもの

事務局長 山田 弘幸
総務担当主査 留田 篤史
総務担当主査 餌取 秀和

○議事日程

日程第 1	会期の決定について
日程第 2	議事録署名委員の指名について
日程第 3	議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について
日程第 4	議案第2号 足寄町農業振興地域整備計画の変更について
日程第 5	議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第 6	議案第4号 土地の現況証明書下付について
日程第 7	議案第5号 農業委員会の活動の点検・評価及び活動計画について

第28回農業委員会総会

令和3年6月29日

開会 午後1時30分

(開 会)

○議長 ただいまから、令和3年度第28回足寄町農業委員会総会を開催します。

本日は、3番遠國和宏委員が欠席です。

(会期の決定)

○議長 次に、「会期の決定について」を議題とします。お諮りをします。本総会の会期は、本日1日にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(全員「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、本総会の会期は、本日1日と決定します。

(署名委員の指名)

○議長 会議規則第14条第2項の規定により、本日の議事録署名委員の指名について、7番宮口孝治委員、8番荻原博佳委員をお願いします。

それでは、議事に入ります。

(議案第1号)

○議長 「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました、議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について、ご説明申し上げます。

農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請のあった譲渡人、譲受人について、農地法施行規則第10条の規定により、ご審議をお願いするものです。

譲渡人、譲受人の住所、氏名等につきま

しては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町芽登本町40番、計1筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況は畑、採草放牧地です。

面積につきましては、畑が6,734㎡、採草放牧地が10,457㎡、合計17,191㎡です。

次に、この売買・移転の理由ですが、譲渡人におきましては、賃貸していた農地の処分を行い、譲受人におきましては賃借していた農地を取得するものです。

申請によりますと、売買価格は1,000,000円、10アール当たりで58,000円となっています。

本件は別紙の議案調査書のとおり、譲受人は受け手として農地法第3条第2項の内容に該当していないため、許可要件をすべて満たすと判断しています。

なお、今月17日に現地調査を実施しています。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長 本件について、現地調査委員長から調査報告並びに補足説明をお願いします。10番、吉川友二現地調査委員長。

○吉川現地調査委員長 本件は、今月17日に私と阿部委員、遠國委員、事務局で現地調査を実施し、周辺農地への影響がないことを確認しました。

なお、詳細については、局長の説明のとおりです。

以上で、説明を終わります。

○議長 本件については、ただいま局長並びに現地調査委員長の説明のとおりです。

何か質疑ございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(議案第2号)

○議長 「議案第2号 足寄町農業振興地域整備計画の変更について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました、議案第2号、足寄町農業振興地域整備計画の変更について、ご説明申し上げます。

足寄町長、渡辺俊一氏より意見を求められた足寄町農業振興地域整備計画に係る土地利用計画の変更について、ご審議をお願いするものです。

1番について、ご説明します。

土地の表示につきましては、足寄町茂喜登牛566番1、計1筆です。

地目につきましては、公簿は牧場、現況は畑です。

面積につきましては、67,274㎡のうち6,533.97㎡です。

変更申出者の住所、氏名につきましては、記載のとおりです。

変更申出者は、肉牛の育成飼育頭数を増やし、経営規模の拡大を図るため、堆肥舎の建設を計画しました。

既存施設地には建設するスペースがないため、既存堆肥舎に併設して建設することで、作業効率が向上することから、申請地を選定しました。

申請地は農業振興地域整備計画に係る農用区域内農地であるため、土地利用計画において、用途区分の変更が必要となります。

申請地のほかに適地がなく、農作業の効率化、その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがないことから、農地から農業用施設用地へ変更することは、やむを得ないものと判断しました。

なお、申請地は農地であるため、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請についての1番で、議題とします。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 1番については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か質疑ございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、足寄町農業振興地域整備計画の変更については、支障のない旨、足寄町長に報告します。

2番について、説明します。

局長。

○事務局長 2番について、ご説明します。

土地の表示につきましては、足寄町茂喜登牛2680番4ほか2筆、計3筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況は畑です。

面積につきましては、2,008㎡です。

変更申出者の住所、氏名につきましては、記載のとおりです。

変更申出者は、平成24年4月1日に経営を開始した酪農専業の新規就農者で、今回、引継ぎを受けた住宅の老朽化に伴い、住宅兼チーズ工房(店舗)の建設を計画しました。

既存施設地には建設するスペースがないため、既存の施設に隣接して建設することで、作業効率が向上することから、申請地を選定しました。

申請地は農業振興地域整備計画に係る農用区域内農地であるため、土地利用計画において、農地からの除外が必要となります。

申請地のほかに適地がなく、農作業の効率化、その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがないことから、農地から除外することは、やむを得ないものと判断しました。

なお、申請地は農地であるため、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請についての2番で、議題とします。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願います。

○議長 2番については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か質疑ございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、足寄町農業振興地域整備計画の変更については、支障のない旨、足寄町長に報告します。

3番から6番について、説明します。

局長。

○事務局長 3番から6番については、すべて、北海道農業公社の農地保有合理化事業による買入を予定している農地のため、農用地利用計画上、白地または農業施設用地を農地へ編入または変更するものなので、一括で、ご説明します。

3番について、ご説明します。

土地の表示につきましては、足寄町鷲府58番13ほか5筆、計6筆です。

地目につきましては、公簿は原野、畑、現況は畑です。

面積につきましては、16,274㎡のうち7,829㎡です。

変更申出者の住所、氏名につきましては、記載のとおりです。

4番について、ご説明します。

土地の表示につきましては、足寄町上利別424番2ほか1筆、計2筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況は畑です。

面積につきましては、11,006㎡のうち7,860㎡です。

変更申出者の住所、氏名につきましては、記載のとおりです。

5番について、ご説明します。

土地の表示につきましては、足寄町茂喜登牛868番1ほか6筆、計7筆です。

地目につきましては、公簿は畑、牧場、雑種地、宅地、現況は畑、採草放牧地です。

面積につきましては、190,401㎡

のうち13,939㎡です。

変更申出者の住所、氏名につきましては、記載のとおりです。

6番について、ご説明します。

土地の表示につきましては、足寄町大營地727番9ほか3筆、計4筆です。

地目につきましては、公簿は畑、原野、現況は畑です。

面積につきましては、24,539㎡のうち4,543㎡です。

変更申出者の住所、氏名につきましては、記載のとおりです。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願います。

○議長 3番から6番については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か質疑ございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、足寄町農業振興地域整備計画の変更については、支障のない旨、足寄町長に報告します。

(議案第3号)

○議長 「議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。

農地法第4条の規定による許可申請のあった土地所有者、転用者について、農地法第4条第3項の規定により、ご審議をお願いするものです。

1番について、ご説明します。

土地所有者、転用者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町茂喜登牛566番1です。

地目につきましては、公簿は牧場、現況は畑です。

面積につきましては、67,274㎡の内、6,533.97㎡です。

次に、転用の目的、理由、内容ですが、転用者は肉牛経営で、肉牛の頭数を増やし、経営規模の拡大を図るため、新たな堆肥舎を建設するものです。

本申請地を選定した理由は、既存施設用地に、新たなスペースがないため、既存の堆肥舎に併設することで、効率的な作業が期待できるとの判断によるものです。

なお、契約内容は永久転用です。

農地転用許可における立地基準においては、農用区域内の農地ですが、農業用施設用地に変更されること、一般基準においては、農地を転用し、申請どおりの用途に供することが確実に認められること、また周辺農地に係る営農条件に支障を生ずる恐れがないと認められることから、本許可申請については、特に問題は認められず、不許可にする理由はないと判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願います。

○議長 本件について、現地調査委員長から調査報告並びに補足説明をお願いします。10番、吉川友二現地調査委員長。

○吉川現地調査委員長 本件は、今月17日に私と阿部委員、遠國委員、事務局で現地調査を実施し、周辺農地への影響がないことを確認しました。

なお、詳細については、局長の説明のとおりです。

以上で、説明を終わります。

○議長 本件については、ただいま局長並びに現地調査委員長の説明のとおりです。

何か質疑ございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、本件は一般社団法人北海道農業会議へ意見聴取することとし、その結果「許可相当」との意見がありましたら、足寄町事務委任規則第2条第1項第6号により、許可することとします。

また、許可日につきましては、足寄町農

業振興地域整備計画の変更が承認された日とします。

2番について、説明します。

局長

○事務局長 2番について、ご説明します。

土地所有者、転用者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町茂喜登牛2680番4ほか2筆、計3筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況は畑です。

面積につきましては、2,008㎡です。

次に、転用の目的、理由、内容ですが、転用者は酪農経営で、平成24年4月1日に新規就農し、今回、引継ぎを受けた住宅の老朽化に伴い、住宅兼チーズ工房(店舗)の建設を計画しました。

本申請地を選定した理由は、既存施設用地に、新たなスペースがないため、既存の施設に併設することで、効率的な作業が期待できるとの判断によるものです。

なお、契約内容は永久転用です。

農地転用許可における立地基準においては、第1種農地ですが、農地法施行令第4条第1項第1号の例外規定に該当します。

一般基準においては、農地を転用し、申請どおりの用途に供することが確実に認められること、また周辺農地に係る営農条件に支障を生ずる恐れがないと認められることから、本許可申請については、特に問題は認められず、不許可にする理由はないと判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願います。

○議長 本件について、現地調査委員長から調査報告並びに補足説明をお願いします。9番、鳥羽秀男現地調査委員長。

○鳥羽現地調査委員長 本件は、5月13日に私と榊原委員、遠藤委員、事務局で現地調査を実施し、周辺農地への影響がない

ことを確認しました。

なお、詳細については、局長の説明のとおりです。

以上で、説明を終わります。

○議長 本件については、ただいま局長並びに現地調査委員長の説明のとおりです。

何か質疑ございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、本件は30アール以下の農地転用案件で、また、転用目的が農家住宅であることから、平成28年3月8日北海道農業会議第80回総会決定の「農地法第4・5条に係る30アール以下の農地転用に関する北海道農業会議への意見聴取に係る申し合わせ」により、意見聴取対象から除外できるものです。

したがって、本総会により、原案のとおり決定します。

また、許可日につきましては、足寄町農業振興地域整備計画の変更が承認された日とします。

(議案第4号)

○議長 「議案第4号 土地の現況証明書下付について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第4号、土地の現況証明書下付について、ご説明申し上げます。

農地法関係事務処理要領の規定に基づき土地の現況証明について、現況証明書を下付したく、ご審議をお願いするものです。

1番をご説明します。

願出人、所有者の住所氏名につきましては記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町芽登本町39番、計1筆です。

本件の公簿地目は畑で、本件は地目変更及び所有権移転登記を目的に証明を求めるものです。

以上で、説明を終わります。ご審議のほ

ど、よろしく願います。

○議長 1番につきまして、現地調査委員長から調査報告並びに補足説明をお願いします。10番、吉川友二現地調査委員長。

○吉川現地調査委員長 本件は、今月17日に私と阿部委員、遠國委員、事務局で現地調査を行いました。

現地は、すでに山林の状況であることから、農地及び採草放牧地以外であると確認しました。なお、詳細については局長の説明のとおりです。

以上で、説明を終わります。

○議長 1番につきまして、ただいま局長並びに現地調査委員長の説明のとおりです。

何か質疑ございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

次に、2番について説明します。

局長。

○事務局長 2番をご説明します。

願出人、所有者の住所氏名につきましては記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町中足寄42番21、計1筆です。

本件の公簿地目は畑で、本件は、分筆登記及び地目変更登記を目的に証明を求めるものです。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願います。

○議長 2番につきまして、現地調査委員長から調査報告並びに補足説明をお願いします。10番、吉川友二現地調査委員長。

○吉川現地調査委員長 本件は、今月17日に私と阿部委員、遠國委員、事務局で現地調査を行いました。

現地は、すでに住宅が建っていることから、農地及び採草放牧地以外であると確認しました。なお、詳細については局長の説明のとおりです。

以上で、説明を終わります。

○議長 2番につきまして、ただいま局長並びに現地調査委員長の説明のとおりです。

何か質疑ございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(議案第5号)

○議長 「議案第5号 農業委員会の活動の点検・評価及び活動計画について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました、議案第5号、農業委員会の活動の点検・評価及び活動計画について、ご説明申し上げます。

農業委員会等に関する法律第37条に基づき、「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画」について、議決をお願いするものです。

「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画」につきましては、別紙資料をご参照ください。

本件は5月28日開催、第27回農業委員会総会において審議していただいた「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価案」及び「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画案」を足寄町ホームページにおいて5月28日から6月24日まで意見聴取したものです。

なお、一般の方からの意見等はございませんでした。

本日の総会で決定された「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画」につきましては、農業委員会等に関する法律施行規則第15条の規定により、速やかに、足寄町ホームペー

ジに掲載します。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 議案第5号につきましては、ただいま局長の説明のとおりです。

何か質疑ございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、議案のとおり決定いたします。

(閉会)

○議長 以上で、本総会に付議されました議案の審議は全部終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和3年度第28回足寄町農業委員会総会を閉会します。

午後 1時 50分 閉会

議長

齋藤陽敬

農業委員

宮口孝治

農業委員

萩原将陸